

令和5年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

「中山間地域等における介護予防_日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」

自治体の取組の現状と関連法制度等

政策研究事業本部 共生・社会政策部
主任研究員 鈴木俊之

三菱UFJリサーチ&コンサルティング



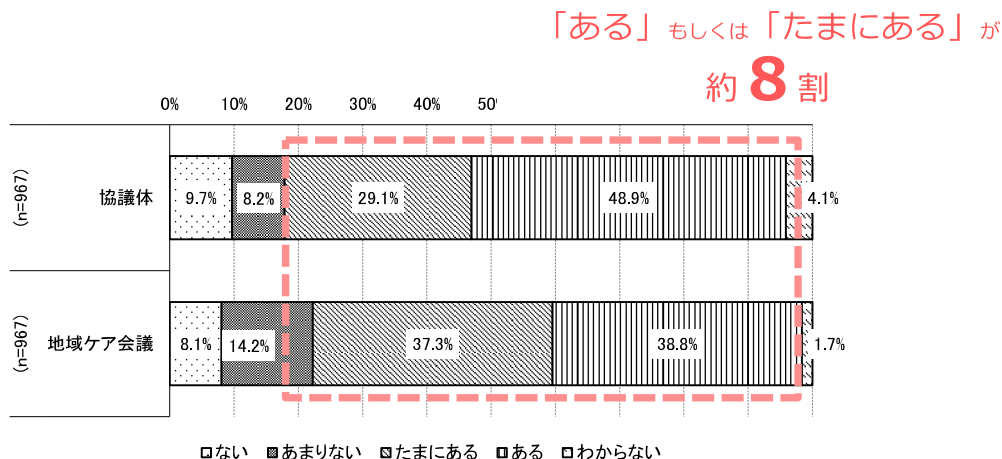
I. 自治体の取組の現状

～市町村アンケート調査結果より～

全国の協議体・地域ケア会議で「高齢者の移動手段の確保」が問題に（R3）

- 以下の図表は、全国の市町村の協議体（生活支援体制整備事業）、および地域ケア会議での議論における「高齢者の移動手段の確保」に関する、問題提起の状況を調査した結果です。
- これによれば、「協議体」「地域ケア会議」で、「高齢者の移動手段の確保」の問題が提起されたことが「ある」もしくは「たまにある」と回答した市町村は全体の約8割でした。

＜協議体・地域ケア会議の議論の中で、「高齢者の移動手段の確保」に関する問題が提起されるか（令和3年度：12月末）＞



出典：一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

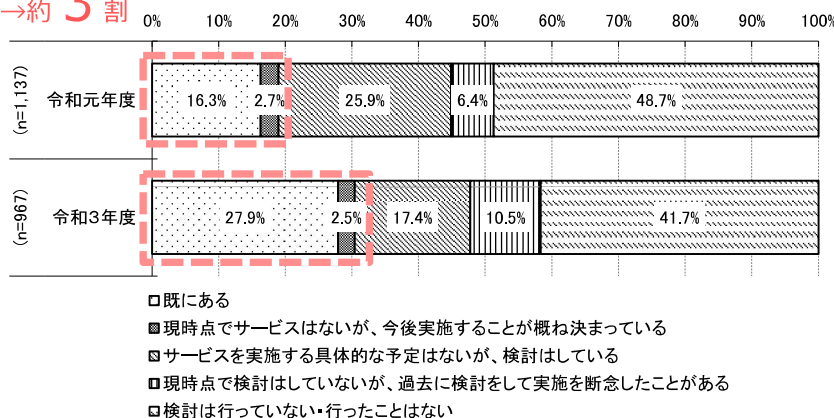
総合事業を活用した移動支援は、約 3 割の市区町村が実施（R3）

- 以下の図表は、全国の市区町村の「総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の有無」を調査した結果です。これによれば、回答のあった市区町村のうち約3割が、「既にサービスがある」もしくは「実施することが概ね決まっている」と回答しています（令和元年より約1割増）。
- 一方で、「現時点では検討はしていないが、過去に検討をして実施を断念したことがある」との回答は、令和元年度～令和3年度の間で、4.1ポイント増加しています。

＜総合事業による補助等を行う移動支援の有無（令和元年度：11月末、令和3年度：12月末）＞

「既にある」もしくは
「今後実施することが概ね決まっている」が

約 2 割→約 3 割

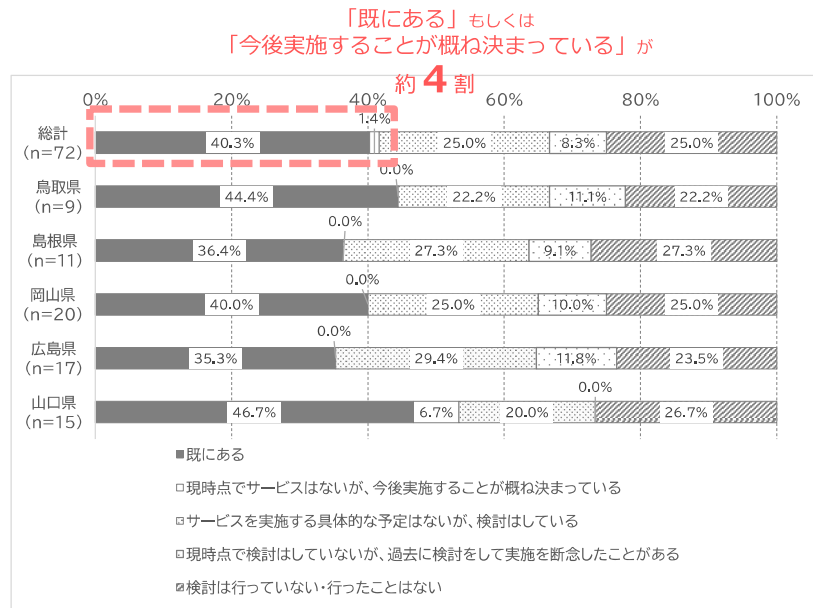


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

中国四国厚生局管内では、約4割の市区町村が実施(R5)

- 以下の図表は、中国四国厚生局管内の市町村を対象に調査した結果です。これによれば、回答のあった市町村のうち約4割が、「既にサービスがある」もしくは「実施することが概ね決まっている」と回答しています(令和5年度)。
- また、「サービスを実施する具体的な予定はないが、検討はしている」との回答は、24.3%でした。

<総合事業による補助等を行う移動支援の有無(令和5年度:6月末)>



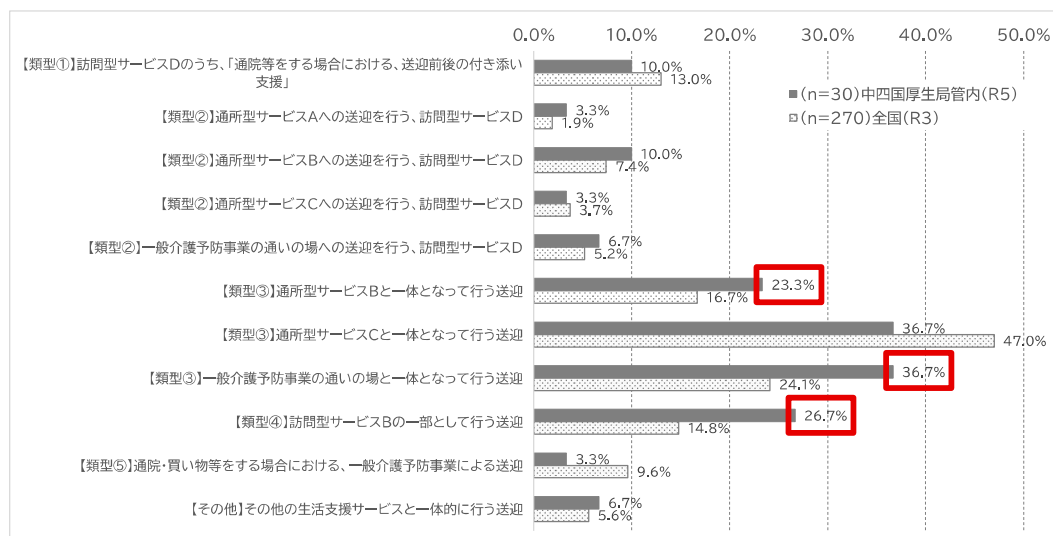
出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

中国四国厚生局管内では、「通所Bや通いの場と一体となつて行う送迎」や「訪問型サービスBの一部として行う送迎」などの割合が高い

全国と中国四国
厚生局の比較

- 以下の図表は、「総合事業による補助等を行う移動支援・送迎」が「既にある」市町村について、実際に実施している類型ごとの割合を示したものです。
- 中国四国厚生局管内では、「【類型③】通所型サービスBと一体となつて行う送迎」や「【類型③】一般介護予防事業の通いの場と一体となつて行う送迎」、「【類型④】訪問型サービスBの一部として行う送迎」の割合が高くなっています。

<総合事業による補助等を行う移動支援・送迎を既に実施している市町村における、類型別の実施状況(複数回答)(n=30)>



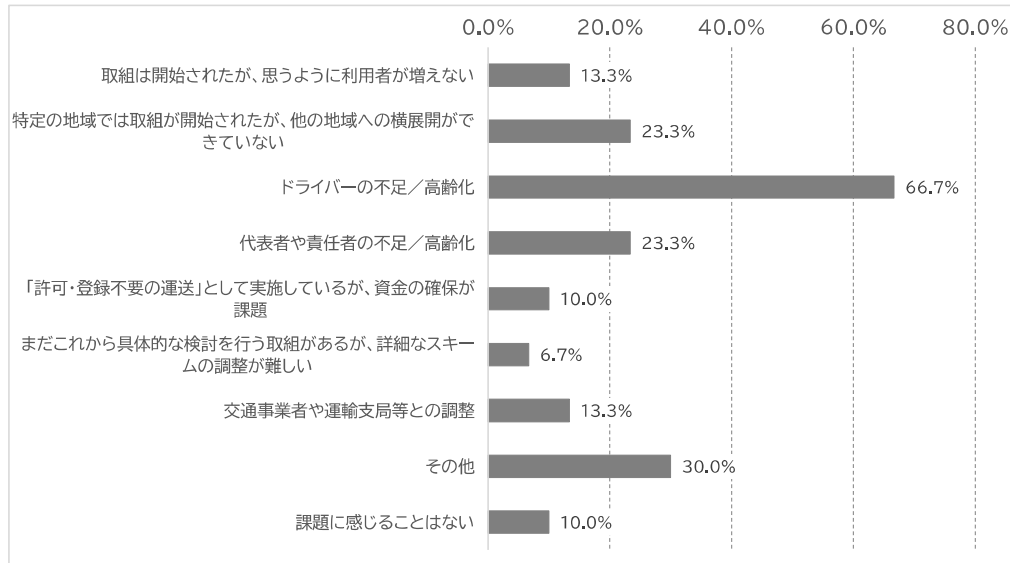
出典:一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の更なる充実に向けた課題は「ドライバー不足／高齢化」が66.7%と高い

中国四国厚生局
管内の集計

○ 総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の更なる充実に向けた課題としては、「ドライバー不足／高齢化」が66.7%と高くなっています。

<総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の更なる充実に向けた課題(複数回答)> (n=30)



出典：三菱UFJ リサーチ & コンサルティング「『中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業』令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

6 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

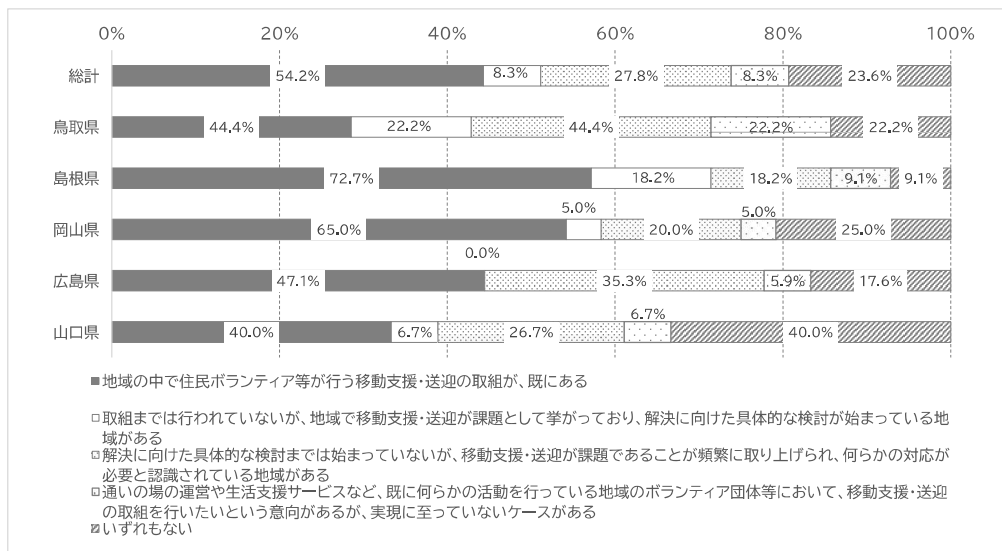


総合事業による補助等の対象ではないが、既に住民ボランティア等が行う移動支援・送迎の取組がある市町村は54.2%

中国四国厚生局
管内の集計

○ 「総合事業による委託・補助等を行う移動支援・送迎」以外で、地域の中で住民ボランティア等が行う移動支援の取組が既にある市町村は54.2%でした。

<「総合事業による委託・補助等を行う移動支援・送迎」以外の取組の有無や、地域の中での取組に向けた検討状況など(複数回答)>



出典：三菱UFJ リサーチ & コンサルティング「『中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業』令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

7 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



Ⅱ．移動支援・送迎に関する制度等の概要とポイント

「道路運送法」と「総合事業」の両面からの理解が必要

- 仮に道路運送法に基づく「許可・登録を受けずに」、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」、すなわち「利用者等から受け取ることで“有償”とみなされるお金が何か」、「どのような料金であれば受け取っても“有償”とはみなされないか？」です。
- 一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約があります。したがって、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか？」です。

図表 「道路運送法」と「総合事業」を理解するうえでのポイント



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」、令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の主な5つの類型

主に「どのような料金を受け取ることができるか？」

	目的地	無償			有償	
		許可又は登録を要しない運送 (白ナンバ)			自家用有償 旅客運送 (白ナンバ)	旅客自動車 運送事業 (緑ナンバ)
		通いの場等の 利用料金 + ガソリン代等 実費	個人・団体等 生活援助等 の利用料金 + ガソリン代等 実費	ガソリン代等 実費のみ	NPO等 送迎の料金 (営利とは認められない範囲の 対価)	交通事業者 送迎の料金 (営利)
主に「何に補助することができるか？」	訪問型サービスD ケース1)	① 病院・ 買い物等	類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援			
	訪問型サービスD ケース2)	② 通所A ③ 通所B ④ 通所C ⑤ 一般 介護予防	類型②：通所型サービス・通いの場の 運営主体と別の主体による送迎			
	通所型サービスB	⑥ 通所B	類型③： 通所型サービス・通いの 場の運営主体と同一 の主体による 送迎			
	通所型サービスC	⑦ 通所C				
	一般介護 予防事業	⑧ 一般 介護予防 ⑨ 病院・ 買い物等		類型⑤：通院・買い物等をする場合における、 一般介護予防事業による送迎		
	訪問型サービスB	⑩ 病院・ 買い物等	類型④：生活援助等 と一体的に提供される 送迎			
	総合事業による 補助等なし	制限なし	その他（※道路運送法の観点にのみ留意）			



類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (訪問D ケース1))

主に総合事業

【特徴】

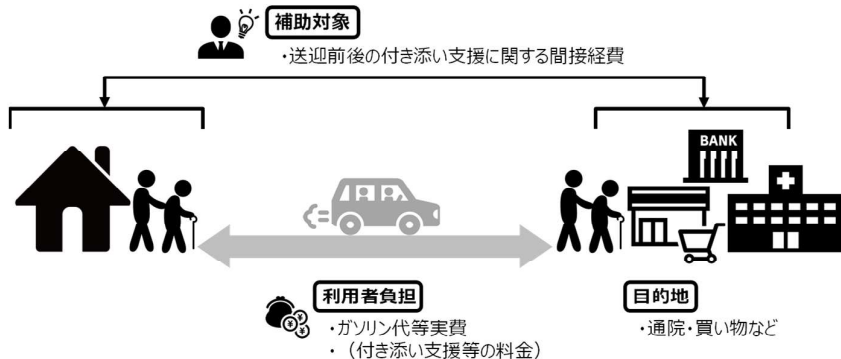
- 総合事業で実施しているのは、「送迎前後の付き添い支援」であり、「目的地までの道中」は総合事業の対象外となります。

【目的地と補助対象】

- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まりますが、医療機関への通院のほか、買い物等において支援をすることも可能です。
- 総合事業による通所型サービス・通いの場への送迎を目的としたものではないことから、「送迎(目的地までの道中)」に関する直接経費は補助等の対象外です。
- 補助等ができるのは、「送迎前後の付き添い支援に関する間接経費」です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費」のみであれば、利用者から受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



11 ※「地域支援事業実施要綱(P.21)」より、『(抜粋)通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる』



類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 (訪問D ケース2))

主に総合事業

【特徴】

- 通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」までの送迎を、「通所型サービス・通いの場の運営主体とは別の主体」が行うものです。

【目的地と補助対象】

- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、その送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 「通いの場」等への送迎なので、間接経費のみでなく、「送迎(目的地までの道中)」に関する直接経費も総合事業による補助等の対象です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。



12 ※「地域支援事業実施要綱(P.21～22)」より、『(抜粋)対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断』



類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎 (通所B・C/一般介護予防)

主に総合事業

【特徴】

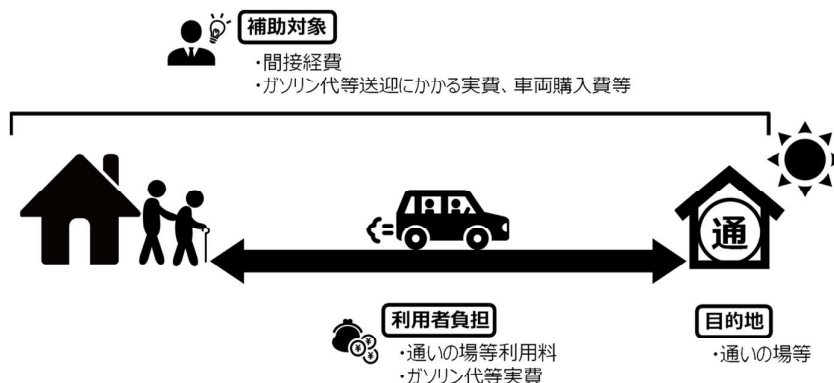
- 「通いの場」等の運営主体が、送迎も一体的に行うものです。

【目的地と補助対象】

- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 「通いの場」等への送迎なので、間接経費のみでなく、「送迎(目的地までの道中)」に関する直接経費も総合事業による補助等の対象です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 通いの場等の利用者からは、通いの場等の利用料金を受け取ることができます。さらに、送迎の有無によって、ガソリン代等実費の範囲で利用料金に差を付けることも可能です。
- 利用者ごとに、送迎の利用の有無で、通いの場等の利用料金の合計(通いの場等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることになりますが、問題ありません。



類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎 (訪問B)

主に総合事業

【特徴】

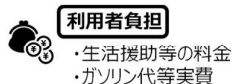
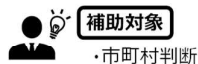
- 様々な生活援助等を行う団体等が、その1つとして送迎を一体的に行うものです。

【目的地と補助対象】

- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まります。生活援助等の範囲内であれば、通院のみでなく買い物等において支援をすることも可能です。
- また、送迎に関する様々な経費を、市町村判断で補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 利用者からは、一律の生活援助等の利用料金を受け取ることができます。さらに送迎の場合は、ガソリン代等実費を追加で受け取ることが可能です。
- その他の生活援助と送迎の間で、利用料金の合計(生活援助等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることになりますが、問題ありません。
- なお、生活援助等の利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、送迎を行うボランティアの自宅から利用者の自宅の間の移動時間、利用者の自宅から目的地までの移動時間を対象に含めることが可能です。



- ※ すべての生活援助等を、同じ人が提供する必要はない。
- ※ 実質的に送迎しか行っていないと判断された場合は、「生活援助等の料金」を「送迎の対価」と見なされる可能性があり、その場合は道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要となる。
- ※ 「地域支援事業実施要綱(P.10)」より、『(一部抜粋)・・・様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、・・・奨励金(謝金)を補助の対象とすることも可能である。・・・運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である』

14



類型⑤：通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎 (一般介護予防事業)

主に総合事業

【特徴】

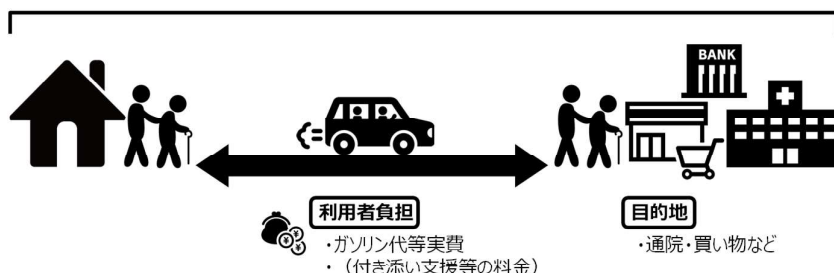
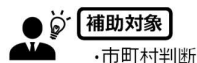
- 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)であり、65歳以上の高齢者が担い手(運転者や添乗者、参加者等)として行う取組を支援するものです。

【目的地と補助対象】

- 目的地は、市町村の判断によりますが、医療機関への通院や買い物等の送迎を行うことも可能です。
- 移送に関する様々な経費を、市町村判断で補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



15



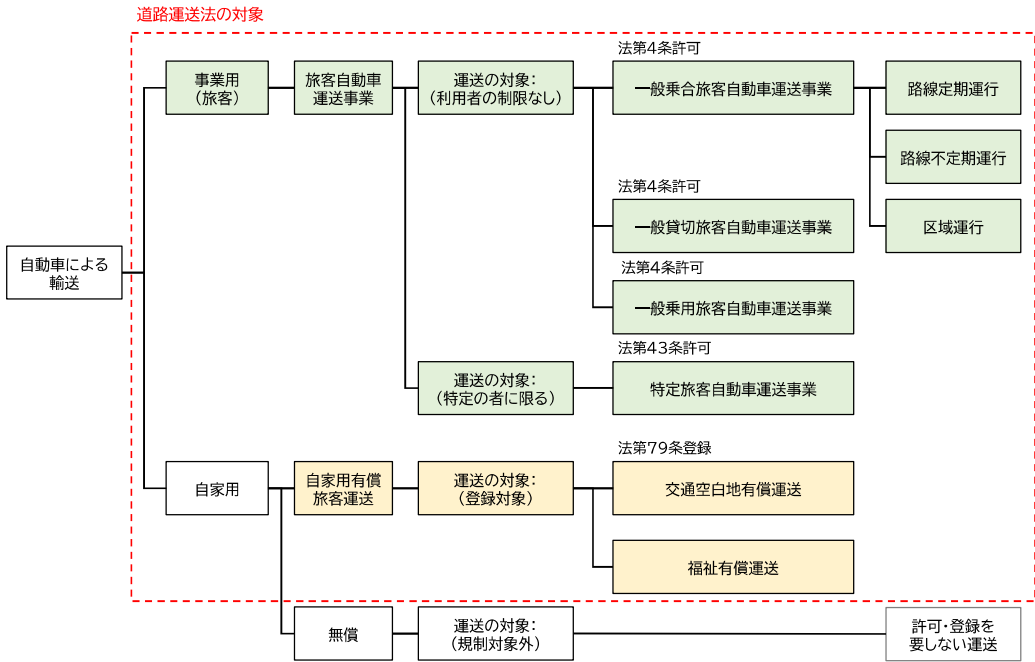
総合事業で補助できる経費について

		類型①	類型②	類型③	類型④	類型⑤
		通院等をする 場合における 送迎前後の 付き添い支援	通所型サービ ス・通いの場 の運営主体と 別の主体によ る送迎	通所型サービ ス・通いの場 の運営主体と 同一の主体に よる送迎	生活援助等と 一体的に提供 される送迎	通院・買い物 等をする場合 における、一 般介護予防 事業による送 迎
直接 経費	奨励金 ¹	○ ²	○ ³	○	○	×
	ガソリン代等実 費	×	○	○	○	○
	自動車保険 ⁴ の 保険料	×	○	○	○	○
	活動用の保険 ⁵ の保険料	○	○	○	○	○
	車両維持・ 購入費	×	○	○	○	○
間接 経費	コーディネート 人件費	○	○	○	○	○
	家賃・通信費 等	○	○	○	○	○

- 1 地域支援事業実施要綱(P.10)『補助(助成)の方法で事業を実施する場合について、…(中略)…住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を補助の対象とすることも可能である。』
- 2 道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可。
- 3 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。
- 4 「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」
- 5 ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。

道路運送法に基づく事業区分の全体像

図表 道路運送法における旅客輸送に係る事業区分



① ガソリン代等実費

- ガソリン代等実費とは、運送(前後の回送を含む)に必要なガソリン代、有料道路や駐車場を利用した際の料金、保険料、当該運送を行うために発生した車両借料(レンタカー代)であり、これらはこの送迎を行うことではじめて発生した費用であることから、団体や運転手が利用者から受け取ることが可能です。
- なお、この時の保険料とは、「①ボランティア団体等による無償運送行為を対象に提供されている保険」と「②レンタカーの借り受けに伴って加入する一時的な保険」が対象です(当該車両にもともと掛けられている自賠責保険や任意保険は対象外です)。
- 重要なポイントは、これらが「この送迎が行われなかった場合には、発生しなかったことが明らか」な費用であることです。この送迎を行うことではじめて発生した費用であれば、その送迎を利用した利用者から受け取ることが可能になります。
- したがって、例えば、介護施設や幼稚園、自治会等が使用する車両が「主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されている場合」(専用車両の場合)は、実費の範囲に「車両償却費」、「車検料・保険料(自賠責保険・任意保険)」等の車両維持費を含めても問題ありません。
- 一方で、例えばボランティアが保有するマイカーを使ってボランティア送迎を行う場合には、車両償却費や車検料、保険料(自賠責保険・任意保険)等の車両維持費は、利用者から受け取っても良い「ガソリン代等実費」には含まれません。

② 任意の謝礼

- 運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者から「謝礼」として金銭等が支払われたとしても、社会通念上常識的な範囲での「謝礼」であれば、有償運送には当たりません。
- ただし、運送を提供する者があらかじめ運賃表などを用意し、それに従って利用者が金銭等を支払う場合は、自発的とはいえ、任意の謝礼とはみなされません。
- また、ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介する・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により利用者を選別するなどの取り扱いをする場合は、任意の謝礼とはみなされません。

③ 施設等の送迎（デイサービスや通いの場など）

- 目的地であるデイサービスや通いの場等の運営団体が、当該施設等への送迎を一体的に行う場合、デイサービスや通いの場等の利用料を利用者から受け取るとは問題ありません。
- また、利用者間の公平性を図る観点から、送迎の利用の有無によって、「①ガソリン代等実費」の範囲で利用料に差を設けても問題ありません。
- また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中で商店等に立ち寄っても問題ありません。

④ 生活支援サービスなどとの一体的な運送

- ここでの「生活支援サービスなどとの一体的な運送」には、2つのタイプがあります。
- 1つ目は、ゴミ出しや庭の草取りなど、様々な生活支援サービスを提供するボランティア団体等において、そのサービスの1つとして送迎が位置づけられており、他の生活支援サービスと一律の料金体系である場合です。
- 一律の料金体系とは、例えば1回あたり●●円や1時間あたり▲▲円といったものです。なお、生活支援サービスの利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、「送迎を行うボランティアの自宅と利用者の自宅の間の移動時間」、「利用者の自宅から目的地までの移動時間」も対象に含めて問題ありません。
- 2つ目は、例えば提供する生活支援サービスが「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」のみであるボランティア団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合です。
- この場合は、「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」が有料であったとしても、車両を使用した送迎部分に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。
- また、これら2つのタイプにおいて、「①ガソリン代等実費」を追加で受け取ることも可能です。
- ただし、どちらのタイプでも、実態として送迎のみを行っている場合は、タクシーと同じであり、受け取っているお金は送迎部分に特定した反対給付と見なされ、許可・登録が必要になります。

⑤ 国・地方公共団体からの補助金など(第三者からの給付)

- 運送主体が「利用者以外から収受するもの」については、原則として「運送サービスの提供に対する反対給付」とは見なされず、許可・登録は不要です。
- 例として、国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員(運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む)の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の補助金を支出したとしても、許可・登録は不要です(なお、介護保険における通院等乗降介助についても、運送は介護報酬の対象外であるため同様の取り扱いとなる)。
- 運送主体が運送サービスのみを提供する団体等であったとしても問題ありません。
- なお、「①ガソリン代等実費」に該当する費用が、国・地方公共団体から補助されている場合は、仮に「①ガソリン代等実費」の範囲であったとしても、補助金を受け取っている費用と重複した費用を利用者から受け取ること是不適切といえます。
- また、当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接又は間接的に給付する場合(利用者に対してタクシー券を配布する、利用料を補助する場合など)は、許可・登録が必要になります。
- なお、国・地方公共団体がボランティア団体等に運送を委託する場合は、運送主体は国・地方公共団体となるため、「第三者からの給付」には該当しません(委託の場合は、例えば「⑨ 運転役務の委託者から、運転役務の提供者に対して支払われる報酬」などを参照)。
- 国・地方公共団体の補助以外にも、第三者からの給付の例として、個々の運送行為と紐づかない寄付金・協賛金についても同様の取り扱いとなります。

⑥ 自治会等の会費

- 市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会・自治会・町内会・まちづくり協議会・マンション管理組合・老人クラブ等の地縁団体等が、会の運営経費全般に充てることを目的に受け取る会費については、その一部が送迎に係る経費に使用されたとしても問題ありません。
- 会費で車両を調達することや、会費から当該サービスを提供するための運転手に対して報酬を支払うことも可能です。
- また、会員間の公平性を図る観点から、運送サービスの利用の有無によって、「①ガソリン代等実費」の範囲で会費に差を設けても問題ありません。
- ただし、「⑤国・地方公共団体からの補助金など」とは異なり、運送に要する費用は、第三者からの給付ではなく、運送サービスの利用者を含む会員から会費として徴収するものであることから、運送サービスを提供する団体等が「実質的に運送サービスのみを提供する団体等であるとみ見なされる場合」は、許可・登録が必要になります。
- ただし、その場合においても、「①ガソリン代等実費」の範囲での会費の徴収であれば、許可・登録は不要です。

⑦ NPO法人等が同法人の管理下にある運転手に支払う報酬

- NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下にある運転手（職員、登録ボランティア等）が第三者を無償で運送し、当該業務を遂行したことに対して報酬が支払われたとしても、許可・登録は不要です。
- また、社会福祉法人等の運転手が、NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下で運送に協力する場合も同様です。
- NPO法人等から運転手へ支払われる謝礼・報酬の額等については、運送主体であるNPO法人等が自由に設定することができます。
- なお、仮に「①ガソリン代等実費」を超える額をNPO法人等が運転手に支払うとすれば、それはこの運送が「⑤国・地方公共団体からの補助金など」などを受けて実施されている場合や、当該NPO法人等が運送以外の活動で収益を得ている場合などが想定されます。

⑧ 仲介手数料

- 利用者と運転手の仲介を行う者は、運送サービスの仲介を依頼した者（利用者及び運転手）から仲介手数料を受け取ることが可能です。
- また、仲介者が「①ガソリン代等実費」と「②任意の謝礼」を代行受領し、運転手に支払うことは問題ありませんが、仲介者が受け取った仲介手数料と合わせて、「①ガソリン代等実費」と「②任意の謝礼」を超える範囲で、運転手に還流することはできません。

⑨ 運転役務の委託者から、運転役務の提供者に対して支払われる報酬

- 利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、運転手に対して報酬が支払われたとしても、それは運転役務の提供に対する報酬であって運送の対価ではないため、許可・登録は不要です。
- ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲によっては、自動車運行代行業、人材派遣業等とみなされる場合があるため注意が必要です。
- また、運転手の所有する自動車ではないため、事故の際のトラブルなどに注意することも必要です。
- なお、車両提供者が運転役務提供者に運転をさせて、第三者である利用者の運送を行う場合は、車両提供者が自己の負担で運転役務提供者に報酬を支払うことは可能ですが、車両提供者が利用者から収受可能な金銭は「①ガソリン代等実費」の範囲になります。
- 例えば、国・地方公共団体がボランティア団体等に運送を委託する場合は、地方公共団体が所有、もしくはリースした車両をボランティア団体等に貸し出し、その運転役務の提供をボランティア団体に委託し、報酬等を支払うことになります。

Ⅲ. 総合事業等を活用した移動支援の事例

※ 一部、総合事業を活用していない事例を含みます。

Q1_地域のタクシー事業者と連携した取組は できませんか？



A1-1_住民同士の相乗りをコーディネートし、 利用料とタクシー料金の差額を補助する

群馬県
渋川市

利用者・タクシー事業者・店舗の WIN-WIN の関係を実現、
タクシーに相乗りして買い物へ行く事業「あいのり」

単独事業

■ 社協が利用調整等を行うことで、タクシーの相乗りを実現

- 一般乗用旅客自動車運送事業(ハイヤー・タクシー事業)は、1つの契約に基づき1回の運送を行うものであり、複数の契約が発生する相乗りは法律で禁止をされているが、**渋川市社協がタクシー事業者と契約、利用調整等を行うことで、タクシー事業者による地域住民の相乗りを実現**している。



(渋川市社協資料)

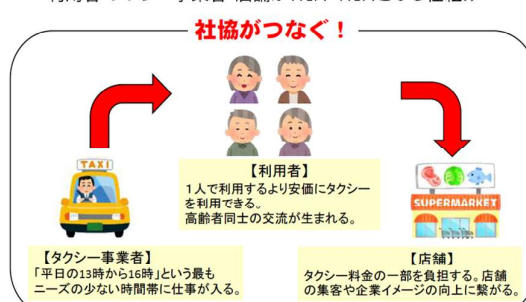
■ 通常のタクシー料金と利用者が負担する利用料の差額を、渋川市社協が事業費として負担

- 利用者一人ひとりが距離に応じた支払いをするとともに、足りない差額を渋川市社協が事業費として負担することで、**住民が個々にタクシーを利用した場合と比較して負担額を低く抑える**ことができている。

■ 利用者・タクシー事業者・店舗にとってWIN-WINとなる仕組みを構築

- 「あいのり」を利用して買い物に訪れる店舗についても集客効果が得られるため、**店舗からは本事業への協賛金が支払われている**。このように、社協が事務局となり、地域住民・タクシー事業者・店舗の3者がWIN-WINとなるような仕組みを構築することに成功している。
- **社協は、前日に利用者に電話をして出欠確認をする**とともに、利用者の安否確認をしています。買い物に悩みを抱えている人は生活に不安のある人が多いことから、社協にとっては本事業を実施することで、**生活に不安を抱えている人の情報収集や見守り体制の強化などにつなげることができている**。

<利用者・タクシー事業者・店舗がWIN-WINとなる仕組み>



(渋川市社協資料)

■ データを使って、具体的なメリットを示すことで協力者を増やす

- 買い物先となる店舗には、「延べ利用者1人あたり100円以上の協賛金を負担」してもらおうという考えであったため、最初は多くの店舗から難色を示された。しかしながら、高齢者が1回あたりの買い物で使う額などのデータを示すことで、徐々に協賛店を増やすことに成功した。
- 事業を開始した平成30年3月時点では、市内9地区のうち豊秋地区のみで実施をしたが、事業開始から1年4か月で全市展開となるとともに、令和4年現在で協賛店舗は8店舗となっている。

＜協賛店を増やすために実施した買い物調査の内容＞

調査内容	協賛店
渋川市社協独自の高齢者買い物額調査: 3,989円/週	1店舗
試験運行モニターの平均商品購入額: 4,286円/人	3店舗
事業開始後の利用者平均商品購入額: 5,747円/人	7店舗

- スーパーの食品における利益率20～25%
100円払っても十分利益は出る！
- 社会貢献しながら顧客単価も上がる。
最近では100円以上の協賛金をくださる店舗も現れ始める！

(渋川市社協資料)

■ 事業費

- 「あいのり」にかかる経費には、事業費のほか、人件費2名分が計上されているが、これには協賛金のほか、渋川市社協の介護事業における利益が充てられており、行政からの補助金等はない。
- 社協の負担は、年間延べ利用者数が1,000人で約100万円、2,000人で約150万円と見込まれる。
- したがって、一人一回当たりの輸送コストは、延べ利用者数が1,000の場合で約1,000円、2,000人の場合で約750円となる。

Q2_担い手を確保するための工夫には、何がありますか？



A2-1_事務局機能を整え、ボランティアが活動しやすい環境を創出する

■「協同組合」と「市」との協働による活動の活性化

- おたがいさまセンター「ちゃっと」は、市内の3つの協同組合と市の4者で協働で運営されており、様々な生活支援を必要とする人と、そのお手伝いができる人(生活サポーター)のマッチングを行っている。
- 支え合いの仕組みを地域に広げるにあたり、住民が全てを担うような取組を新たに創出するのではなく、**協同組合という「既存の支え合いの仕組み」の存在に着目し、市と協働することでその取組を活性化させる**ことに成功している。

■「ちゃっと」は、市が「生活支援体制整備事業」として委託しており、第2層SC6名が配置されている

- おたがいさまセンター「ちゃっと」は、「南医療生協」、「JAあいち尾東」、「コープあいち」の3つの協同組合と豊明市の4者が協働で運営しており、**豊明市が「ちゃっと」の事務局である南医療生協に「生活支援体制整備事業」として委託**をしている(約800万円/年)。
- 「ちゃっと」には、**第2層の生活支援コーディネーター6名が配置**されており、そのお手伝いができる人(生活サポーター)のマッチングなどを行っている。
- マッチング以外にも、**新規の利用希望などがあった場合にはご自宅を訪問し、ニーズや生活課題の把握、生活サポーターでの対応の可否の判断(難しいと判断した場合は、他の機関へつなげる)、生活サポーターの選定、生活サポーターとの同行訪問**などを行っている。



(豊明市資料)

(愛知県豊明市 続き)

■実利用者数は、従前相当の利用者よりも多い規模に

- お手伝いをする生活サポーターは、立ち上げ当初はまず3つの協同組合で活動をしていた組合員約100名が講習を受け生活サポーターとなった後、徐々に非組合員の担い手も増加し、**令和3年現在では366名**となっている(ドライバーは14名)。
- 令和3年度実績で、利用者数は延べ3,414人(実利用者数は221人)となっている。令和4年現在は、**約100人/月(実人数)**が利用しており、**従前相当の訪問型サービスの利用者数(約80人/月)よりも多い規模**となっている。



■時間預金の制度が、「将来、自分が困った時のために」という「おたがいさま」の気持ちを生み出す

- 「ちゃっと」には、非常に多くの住民が参画していますが、要因の1つとして、**時間貯金の制度を設けることにより、ボランティア精神を持っている人のみでなく、「将来、自分が困った時に助けてもらいたい」という「おたがいさま」の気持ちで参加している人が多い**ことが考えられる。
- また、事務局機能を「ちゃっと」が担い、地域住民は生活サポーターとして参画するなど、**地域住民が全てを担うのではなく、比較的無理なく参加できる実施体制が整っている**ことも、多くの生活サポーターが参画している1つの要因と考えられる。
- さらに町内会などを対象に「ちゃっと」の取組事例の説明会を実施していることなども、各地域での担い手の確保につながっている。

■ ファミリー・サポート・センター(育児部門)に、一般財源による委託で介護部門を追加

- 袋井市のファミリー・サポート・センターでは**育児部門に加え、介護部門を設置しており、外出付き添い・送迎サポートをはじめとした高齢者の生活支援が実施されている**。ファミリー・サポート・センターは依頼会員からの要請を受け、サポート可能な援助会員とつなぐ役割を担っている。
- 育児部門(ファミリー・サポート・センター事業)の負担割合は、国、都道府県、市が3分の1ずつであるが、袋井市では一般財源による委託で介護部門を追加することで、ファミリー・サポート・センターの活動の対象を広げることができている。

■ 介護部門の依頼のうち、約半数が送迎・付き添い支援

- 介護部門の依頼のうち、約半数程度が送迎・付き添い支援であり、月に平均100件ほどの依頼が入っている。
- 送迎支援は、要介護認定の状況に関わらず対象であるが、外出に見守りや付き添いが必要な場合に限定されている。**利用料金は1時間あたり700～850円で、援助会員には同額が支払われる。**

■ 育児部門の担い手へのアプローチ

- 援助会員の登録は、**育児部門と介護部門で分かれています**が、**7割近くの会員は両方に登録している**。育児部門の援助会員にも高齢者支援に参加してもらうことで、比較的若い世代を取り込むことにも成功している。



資料:NPO法人ふあみりあネット提供
※写真は関係者への説明用に撮影したものであり、実際の活動場面ではありません

Q2_担い手を確保するための工夫には、何がありますか？



A2-2_ターゲットを絞って担い手を募集する
(介護保険者証と一緒にチラシを送付)

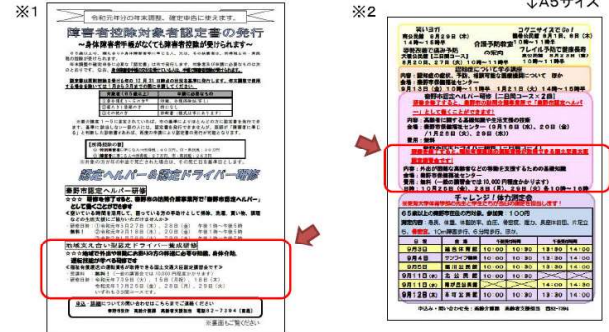
<研修受講者の募集方法について>

■ 介護保険の被保険者証の送付等に合わせて 担い手育成講習会を案内

- 65歳を迎えた市民の誕生月に送付する介護保険被保険者証や、65歳以上の人に送る介護保険料額の決定通知(6~7月)などを送付する際に、「ヘルパー研修」や「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」等の日程一覧表を同封している。
- これは、地域活動に興味を持っていると思われる、65歳以上の方々をターゲットにした担い手募集の取組であり、同封した日程一覧表をみて問い合わせをしてきた方を対象に、個別のチラシを送付している。

周知方法

- ・ 広報はだの、秦野市ホームページに掲載
- ・ チラシの設置(市内公共施設)
- ・ 介護保険料決定通知(※1)
- ・ 65歳到達者へ送付する介護保険証の同封チラシ(※2)



(秦野市資料)

■ 地域支え合い型認定ドライバー研修の実施と、 修了者へのフォローアップ

- 秦野市の「地域支え合い型ドライバー研修」は、3日コースで実施しており、最初の2日間は福祉有償運送の「国土交通大臣認定講習」の内容であり、3日目には「地域支え合い」をテーマに他市町村の事例紹介やGWを実施している。
- なお、認定ドライバー養成講座修了者に対するフォローアップとして、平成30年度から「地域支え合い運転ボランティア活動検討会」を実施している。これは、年に1回実施するもので、「地域の中で地域課題を解決していくことの意識づけ」や「ボランティア活動に対するイメージを付ける」こと、「具体的な活動に向けた検討」を行うことを目的としている。

(神奈川県秦野市 続き)

■ ドライバー養成研修や活動検討会を通じて、新しい活動団体も立ち上がっている

- 研修修了者について、デイサービスや訪問型サービスDなどの活躍の場を見つけるために、市が事業所とのマッチングを行う「就職説明・意見交換会」を実施している。
- その結果として、研修修了者がデイサービスや訪問型サービスDで活躍する場を得ることにつながっていると同時に、新たに地域のボランティアとして送迎を行う団体を立ち上げた例もみられる。

<研修修了者の動向>



(秦野市資料)

Q3_持続可能性の高い活動を育成するには、 どのような工夫がありますか？



A3-2_市町村に1つ核となる団体(NPO等)を 育成する

長野県 駒ヶ根市

NPO 法人に様々な人材や事業などが集まることにより、
移動支援を含む持続可能性の高い地域基盤を創出

類型①:訪問Dケース(1
類型④:訪問B
福祉有償運送

■ NPO法人に様々な人材や事業を集積

- 駒ヶ根市の「NPO法人地域支え合いネット」は、「およりて森庵(通所A)」、「アトム訪問介護ステーション(訪問A)」、「生活支援事業所アトム(訪問B・D、自主事業、福祉有償運送事業)」の他、駒ヶ根市の様々な事業(認知症カフェ、認知症まちかど相談室、まちかど農園など)を受託するなど、**地域共生社会の実現に向けて、地域の支え合い活動を推進する核となる団体として機能している。**
- 移動支援については、「生活支援事業所アトム」において、「アトム支援(住民主体の生活・移動支援(訪問B・D、自主事業))」、「アトム便(福祉有償運送)」が**実施されている。**
- 法人の理事(21名)の多くは、元あるいは現任の生活支援コーディネーター(生活支援コーディネーターの任期は2年)である。



(NPO 法人地域支え合いネット資料)

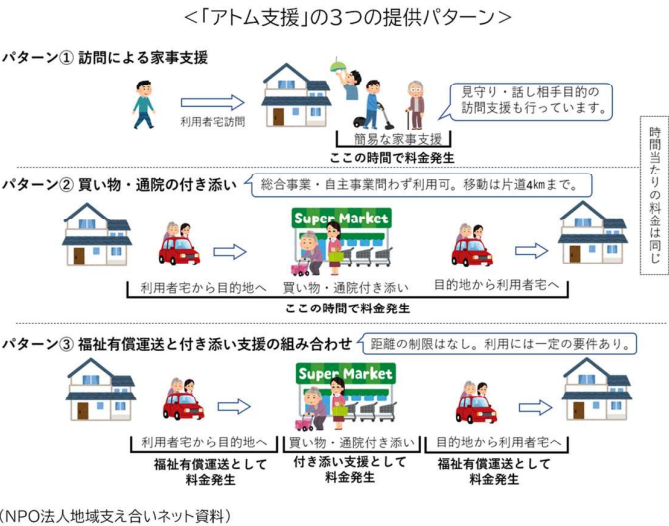
■ 訪問型サービスB・Dと自主事業を組み合わせることで、より幅広い利用・支援を可能に

- アトム支援は、**要支援者等を対象とした訪問型サービスBと、要介護者などその他の利用者を対象とした自主事業から構成されており、要支援者等に限定しない、より幅広い利用者を対象とした支援を可能としている。**
- さらに、買い物・通院等の付き添い支援を行う場合は、コーディネートのための事務人件費や車両維持、事務所維持などの固定費を訪問型サービスDとして補助することで、安定した事業運営が可能な補助制度が構築されている。

■ アトム支援(訪問B・Dの補助の概要)

- 移動支援を含む生活支援サービスでは、見守りや家事などの生活支援メニューの1つとして、「買い物・通院等への送迎・付き添い支援」がある。これらは訪問Bの補助対象となっており、要支援者等の延利用者数あたり650円が補助されている。
- 「買い物・通院等への送迎・付き添い支援」は、訪問Dの補助対象でもあり、事務人件費(月額20,000円)の他、車両・事務所の維持費などの加算が設定されている(固定費)。

事業名	対象事業	補助基本額	加算額
住民主体による訪問型サービス	買物代行、調理、ごみ出し等の生活援助等の支援を行うこと。(1回60分以内、週2回を上限とする。)	延利用者数に650円を乗じて得た額	・初回加算 新規の利用者に対して初回の訪問を行った場合、補助基本額に650円加算する。 ・遠距離訪問加算 事業所から片道4キロメートル以上の訪問を行った場合、補助基本額に300円加算する。
住民主体による訪問型サービス(移動支援)	買物、通院、通いの場等への送迎を行うこと。(自身による交通手段がない場合に限る。)	事務人件費 月額 20,000円	・車両維持加算 運行を月14回以上30回未満行った場合、補助基本額に10,000円、月30回以上の場合、20,000円加算する。 ・事務所維持加算 事務所を借り上げている場合、補助基本額に家賃の1/3以内(15,000円限度)を加算する。



Q4_総合事業を活用しつつ、要支援者等以外を支援する方法はありますか？

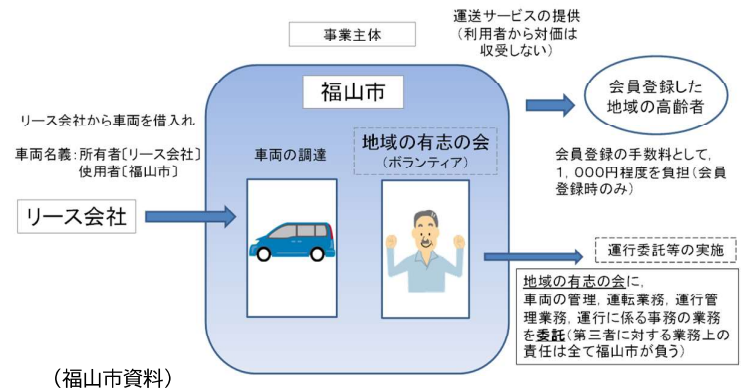


A4-2_一般介護予防事業による送迎を実施する

■ 市が車両をリースし地域に運行を委託 (一般介護予防事業)

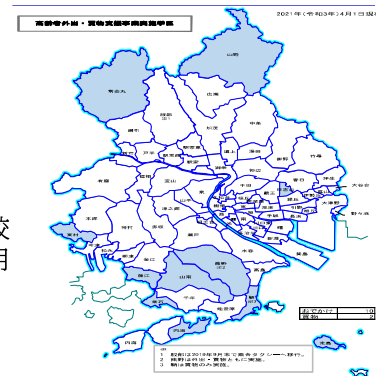
- 福山市が車両をリースし、地域の有志の会(ボランティア)に運行を委託している。
- 委託内容は、車両の管理、運行業務、運行管理業務、運行に係る事務等であり、**事業主体は福山市**となる。**利用者から対価は収受せず**、必要な経費は基本的には全額を委託費で賄っている。
- リース料と委託料の合計額の上限は年間150万円であり、例えば大型の車両をリースした場合は**委託料が下がる**など、地域が実情に応じて判断している。

<福山市高齢者外出支援事業の実施イメージ>



■ バス路線との競合はNGで、地域は高齢者外出支援事業or乗合タクシーを選択(現在は10地域で実施)

- バス路線との競合がNGであるため、対象地域は概ね郊外や過疎地となる。
- 路線・ルート案は住民が作成し、福祉部局が交通部局と事前に調整する。
- 活動は小学校区単位で、**移動支援の範囲は中学校区単位**。移動ニーズが中学校区単位に収まらない場合などは、別途**乗合タクシーを導入する**という**選択肢**も用意されている(乗合タクシーに移行した地域もある)。

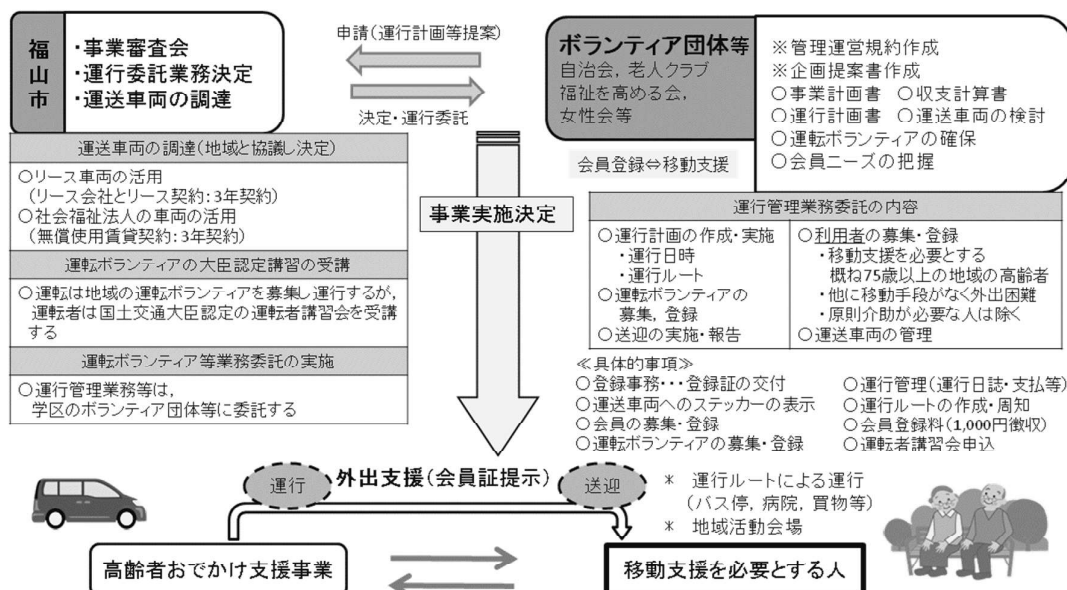


40 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

(広島県福山市 続き)

■ 市が実施主体も、地域が中心となって活動することが必要

<福山市高齢者外出支援事業の実施イメージ>



41 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

Q4_総合事業を活用しつつ、要支援者等以外を支援する方法はありますか？



A4-3_固定費として補助することで、要支援者等以外の利用を可とする(訪問B)

三重県 名張市

小学校圏域ごとに設置された「地域づくり組織」が、一括交付金を受けて、外出支援を含む様々な地域活動を展開

類型④：訪問B

■「地域づくり組織」が、一括交付金を受けて様々な地域活動を展開

- 名張市では、従来の区長制度を廃止(平成21年～)し、小学校圏域ごとに15の「地域づくり組織(まちづくり協議会)」を設置(平成17年～)した。そして、「地域づくり組織」が地域課題を解決するために行う活動を支援するため、用途が自由な「ゆめづくり地域交付金」を一括交付している。
- 一括交付金(ゆめづくり地域交付金)は、市全体で約1億円であり、15地域あることから1地域あたりでは平均700万円程度(人口は平均で5,000人程度)となっています。また、それとは別に、地域づくり組織を指定管理者として、市民センターの管理運営委託をしている(合計で約1億円)。
- 総合事業の開始により、交付金のうち生活支援の一部又はすべてを総合事業の訪問Bの補助に切り替えている。



■ 訪問Bについて要支援者等が一人以上いれば定額補助とするなど、地域の柔軟な活動を支援

- 名張市の訪問Bの補助は、各地域の活動に係る固定費を対象とした補助であり、利用する人数等に応じて変動しないことから、利用者が要支援者等であるか、その他の高齢者・障害者等であるかに関わらず、補助額を一定としている。
- これにより、地域の負担も軽減することができるとともに、一括交付金と同じく、総合事業の補助においても地域の実情に応じた柔軟な活動を支援することができる枠組みとしている点が特徴である。(ただし、1地域の中で要支援者・事業対象者が最低1名いることが条件となっている)。

■ 外出支援は7地域で実施されており、合計で年間23,000件以上の利用

- 現在(2022年)、日常生活の困りごとなどを対象とした生活支援が11地域で取り組まれており、そのうち移動が困難な方を対象とした外出支援事業は7地域で実施されている。
- 生活支援を行う場合は40万円、外出支援を行う場合は追加で110万円(車両の購入・リース可)を補助(年間)している。外出支援の利用(令和2年度実績)は、23,000件以上にのぼる。

地域名	地域づくり組織内の当該事業 実施組織名	事業開始年月	令和2年度 実績
すずらん台	すずらん台ライフサポートクラブ	H20.4	生活支援 116件 外出支援 4266件
青蓮寺・百合が丘	生活支援ボランティア「ボハビ」	H23.4	44件 3556件
名 張	随おたがいさん	H23.7	387件 651件
つつじが丘・春日丘	特定非営利活動法人 生活支援 つつじ・春日丘	H23.11	347件 13024件
比奈知	助っ人の会	H25.4	74件
桔梗が丘	桔梗が丘お助けセンター	H27.4	42件 1018件
美 旗	はたっこサポート運営審議会	H28.4	74件
鷹原	コモコモサポート	H29.8	36件
赤目	あんしんねっと赤目	H30.6	48件 1041件
川西・梅が丘	ちよい・すけ	H31.4	47件 165件
国津	ささえあいネットくにつ	R3.5	

- 一人一回当たり輸送コストは、110万円/地域×7地域÷23,000件＝約335円/件である。

■ 「まちの保健室」や「介護事業者」などとの連携による、ニーズの把握

- 名張市では、直営の地域包括支援センターが1カ所あり、15の小学校圏域ごとにランチである「まちの保健室」が設置されている。「まちの保健室」は、高齢者に限らず、地域における「丸ごと」の相談支援体制の核として機能している(現在は、重層的支援体制整備事業を活用)。
- 「地域づくり組織」の事務所には多くの場合「まちの保健室」が併設されており、「まちの保健室」によせられた困りごとの相談について、簡易な場合は「地域づくり組織」を紹介、必要な場合は地域包括支援センターやケアマネジャー、その他の関係機関につなぐなど、課題整理と円滑な橋渡しが行われている。
- また、「地域づくり組織」と「介護事業者」との連絡会を設けている地域もあるなど、地域の困りごとを抱えた人に関する情報を共有し、適切な支援につなげる体制が構築されている。

Q5_車両を確保する方法には、何がありますか？



A5-1_住民が参加しやすいようにリース車両を使用する

■ 地域包括ケア推進課と地域交通課が中心となつた庁内研究会の立ち上げ

- 運転ボランティアが移動支援を行う取組は、他の自治体では事例がみられたものの、当時はまだ市内にはなく、地域包括ケア推進課として市内でもそのような取組を推進したいと考えたことから、公共交通政策室(現:地域交通課)と意見交換を行った。
- 当初は、公共交通・タクシーとの競合が懸念されることから実現は難しいという感触であったが、そのような条件の中で実現可能な手法と一緒に考えていくため、平成30年7月に高齢者のための「移動支援研究会(事務局:地域包括ケア推進課)」を立ち上げた(研究会の構成メンバーは、市関係部署6部局11課室に加え、地区社会福祉協議会(5地区)、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、シルバー人材センターなど)。

■ 「①公共交通とのすみ分け」と「②車両の保有」の2点の解決策について

- 住民ボランティアによる移動支援の実現に向けて課題であった「①公共交通とのすみ分け」と「②車両の保有」の2点の解決策について、「移動支援研究会」で丁寧な検討がなされている。
- ①については支援の対象者を「バス・タクシーの利用が困難な高齢者」などの条件を付し、②については市が市社協に車両リース等を行うための委託をし、市社協がリースした車両を地区社協に無償貸与するスキームとするなど、関係者間での議論を通じて合意を得ることに成功している。

「高齢者移動支援研究会」での検討(H30年度)



(静岡県藤枝市 続き)

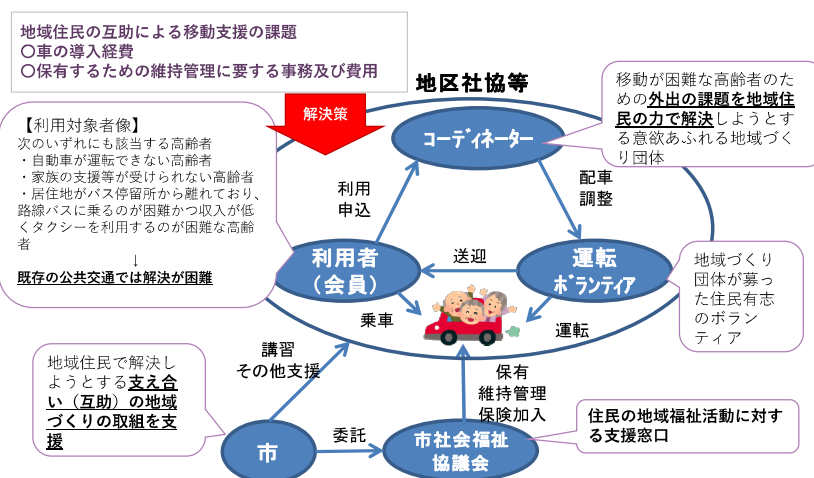
■ 持続可能な取組となるよう、地区社協を核とした実施体制を

- 移動支援の取組に限られた人材の推進力のみに支えられるのではなく、活動の持続可能性を高めるため、地区社協が主体となって地域全体で取り組む体制を構築することを条件としている。

■ 事例報告会などを通じて、先行する地区の取組を横展開することに成功

- 令和元年に先行して活動を開始した西益津地区と葉梨地区の取組の事例報告会を行うなど、他地区への横展開を図るための工夫がなされています。結果として、令和5年には10地区中6地区で取組が実施される見込みとなっている。

<地域支え合い出がけCARサービス支援事業>



(藤枝市資料)

■ 車両のリース代について、地方創生推進交付金を活用

Q6_スーパー等と連携した取組には、 何がありますか？



A6-1_店舗内で介護予防教室を実施し、 買い物もできるようにする

山口県 防府市

住民主体の活動で、社会福祉法人等の協力(車両と運転手)を得ながら、介護予防と買い物支援の一体的な実施を実現

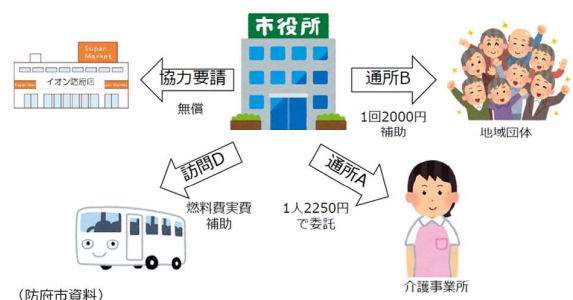
類型②:訪問Dケース(2
類型③:一般介護予防事業
単独事業

■ 介護予防(体操)と生活支援(食事・買い物)、社会参加(閉じこもり防止)の一体的な実施

<幸せます健康くらぶ(向島地区)>

- 防府市の向島地区で行われている「幸せます健康くらぶ」の取組は、「イオン防府店」から無償提供を受けたスペースを活用し、介護予防教室を介護事業者(通所A)が、イオン防府店までの送迎を社会福祉法人(訪問D)が、会場準備やイオン内における見守りなどを地域団体が行う(通所B)など、多様な資源を組み合わせた取組が展開されている。

<幸せます健康くらぶの仕組み>



<幸せますデイステーション(西浦地区、他2地区)>

- 一般介護予防事業の「幸せますデイステーション」は、地域団体が企画運営をするとともに、介護事業者に送迎を含む介護予防教室(食事や買い物支援も合わせて実施)を依頼するという役割分担になっています(補助金は市から地域団体へ支払う)。
- 西浦地区では、介護予防教室と食事、買い物支援等を一体的に行う取組で、地域団体から「株式会社夢のみずうみ村」に依頼をして実施している。
- 介護予防教室は公民館か「夢のみずうみ村」の事業所で行い、介護予防教室が終わった後の買い物は行先を特定せず、スーパーや家電量販店など柔軟に決定している。

<幸せますデイステーション「西浦おでかけ会」の取組>



令和2年1月8日スタート
西浦地区の65歳以上
(移動に困る人)を対象。

利用料は500円。
(昼食代は別)

第2・第4水曜日
10時半から14時半ま
で開催。

特徴
場所を固定せず、毎週流動的に
コースを決定。(利用者が飽き
ないようにするため)

■ “住民だけに負わせない”、地域の多様な主体との協働による“地域主体”の取組の創出

- 「幸せます健康くらぶ」の取組の創出は、地域とは住民だけでなく、社会福祉法人や民間企業なども含めたものであるとの考えから、住民にすべてを負わせる「住民主体」ではなく、地域の多様な主体との協働による「地域主体」の仕組みを構築するという発想に端を発している。
- 地域ケア会議で話し合われた地域のニーズと多様な地域資源を結び付けたことが、「地域主体」の取組みの創出につながったといえる。

■ 多くの小さな通いの場でなく、まずは「送迎付きの通いの場」をつくるという発想

- 「住民が主体となった小さな通いの場」を多数つくるよりは、「送迎付きの通いの場」を少数つくる方が現実的との発想から、まずはモデルとなるような取組を地域につくることから始めている。
- さらに、(最初に取組が始まった)向島地区の取組をみた他の地域から「自分の地域でもやりたい」と手が上がったことによって、他の地域へも横展開が進んでいる。

■ インセンティブ交付金を活用した保健福祉事業「元気アップクラブ」を市内10地区に展開

- 「元気アップクラブ」(保健福祉事業)は、市から介護事業者に補助をして、通いの場が身近にない人を対象に、送迎付きの通いの場を実施するものである(令和4年現在10地区で実施)。
- 現在は市内15地区に、近くに通いの場がない人であっても参加ができる「元気アップクラブ」を整備することを目指している(市が介護事業所に補助を出すことで実施)。
- 「元気アップクラブ」は保健福祉事業としており、必要な補助金は全額インセンティブ交付金が充てられている。